

岡山市屋外広告物条例（平成7年市条例第51号）第30条第1項に規定する都心軸屋外広告物モデル地区における広告物及び広告物を掲出する物件の設置の基準

【桃太郎大通り、市役所筋、柳川筋、西口筋・昭和町通り、城下筋、主要地方道岡山児島線・国道250号】

1 共通基準

- (1) 広告物又は広告物を掲出する物件は、できるかぎり敷地内に収め、指定路線の道路境界からできるだけ後退した位置に設置すること。
- (2) 広告物又は広告物を掲出する物件は、周囲の建築物や広告物と形状、色彩、意匠等の調和のとれたものとする。
- (3) 広告物の地色は、けばけばしい色（彩度8以上）及び暗色（明度3未満）を使用しないこと。また、広告物には、表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用しないこと。ただし、はり紙・はり札、立看板等は対象外とする。（ここにおける「彩度」又は「明度」とは、日本工業規格のマンセル表色系の彩度又は明度をいう。）
- (4) 表示内容は、文字や絵を少なくする等工夫し、単純、かつ、品位のあるものとする。
- (5) 路上にのぼり旗や立看板などの広告物を設置することを禁止する。
- (6) 上記共通基準及び広告物等の種類ごとの掲出基準に適合しない広告物で、公共性があり、かつ、デザイン性が高いものについては、岡山市景観条例第31条に規定する岡山市景観審議会に付議し、表示又は掲出を許可することができる。

2 広告物等の種類ごとの基準

広告物等の種類	掲出基準
屋上広告物	<ol style="list-style-type: none">(1) 屋上広告物を2面以上掲出する場合は、形状、色彩、意匠等に統一性を持たせること。(2) 木造建築物の屋根や2階以下の建物の屋根には、原則として、屋上広告物の設置及び屋根面への掲出を禁止する。(3) 屋上広告物の高さは、原則として、広告物の幅を超えないこと。
突出し広告物	<ol style="list-style-type: none">(1) 1壁面に2列以下を原則とする。一方の面が0.5㎡以下で、かつ、2階以下に掲出するものは、この限りでない。(2) 同じ列に設置するもの及び同じ壁面に設置するものは、形状、色彩、意匠等に統一性を持たせること。(3) 支持は、目立たないよう、形状、色彩、意匠等を工夫したものであること。

壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> (1) 窓面広告は、原則として禁止する。 (2) 2個以上掲出する場合は、集合化を図り、形状、色彩、意匠等に統一性を持たせること。 (3) できる限り、箱文字（文字を形どった箱状又は板状の広告物で、板面をもたないもの）で表示すること。
壁面利用懸垂幕 懸垂幕掲出装置	<ul style="list-style-type: none"> (1) 2個以上掲出する場合は、集合化を図り、形状、色彩、意匠等に統一性を持たせること。 (2) 懸垂幕掲出装置は、目立たないよう、形状、色彩、意匠等を工夫したものであること。
建物敷地内 広告物	<ul style="list-style-type: none"> (1) テナントビルにあっては、各テナント名等の表示は、集合広告とすること。また、広告板は、原則として、前面道路に平行な面を掲出面とすること。 (2) 広告板及び広告塔の脚部は、目立たないよう、形状、色彩、意匠等を工夫したものであること。 (3) のぼり、旗等を設置する場合は、形状、色彩、意匠等に統一性を持たせること。 (4) 建物敷地内広告は、敷地内に収めること。

モデル地区内における全ての広告物の表示又は掲出物件の設置は、各路線のモデル地区掲出基準を満たすこと。